平成２１年（フ）第３６７号
茨城県桜川市真壁町田300番地21　岡野アパート８号棟、前住所茨城県桜川市真壁町長岡817番地２
債務者　渡邉　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３６８号
茨城県桜川市真壁町田300番地21　岡野アパート８号棟、前住所茨城県桜川市真壁町長岡817番地２
債務者　渡邉みち子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３７０号
茨城県下妻市鎌庭2692番地３　プレジデンツ弐番館202
債務者　岡元　照江
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第７号
茨城県古河市東諸川120番地17
債務者　市村　敏子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第９号
茨城県古河市東牛谷412番地12
債務者　野﨑　順子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１０号
茨城県古河市松並１丁目３番23号、前住所栃木県さくら市蒲須坂458番地１
債務者　工藤　正明
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１１号
茨城県古河市東諸川120番地17
債務者　市村　正男
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１２号
茨城県桜川市真壁町田６番地１
債務者　西岡　和子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１３号
茨城県桜川市真壁町羽鳥12番地１
債務者　髙久　茂則
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４号
茨城県下妻市小島1158番地１　石堂住宅
債務者　小嶋　喜好
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１５号
茨城県下妻市小島1158番地１　石堂住宅
債務者　小嶋　綾子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１７号
茨城県古河市雷電町13番26号
債務者　久原　和代
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２号
栃木県真岡市上高間木２丁目31番地２　シノザキコーポＡ棟101号
債務者　上野　　衛
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第２７５号
千葉県銚子市春日町1076番地の２　県営住宅５－402号
債務者　高柿　俊江
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４１０号
長野県大町市社5458番地６
債務者　佐藤　文明
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第７７号
兵庫県丹波市氷上町柿柴147番地１
債務者　足立　直士
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
兵庫県姫路市南今宿６番29号　石水会館302室
債務者　周文広こと　周　　文广
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部